

戦時下の暮らし(その5)

物価統制

戦争が勃発すると物資の需要が多くなり、思惑買いや、売り惜しみが始まりました。

これに対し政府は、取り締まりを強化するため、昭和十二年(一九三七)三月「暴利取締令」を改正公布し、価額調整による最高価額の設定、次いで価額の公定を行いました。

翌年七月には、北海道地方物価委員会の審議に基づき、北海道長官による「北海道標準最高価額」が「公定」とし公示されました。「公定価額」として設定された品目は、下表のとおりでした。

8月1日付	綿製品、麻製品、アルミニウム製品、アルマイト製品、皮製品
8月23日付	毛製品、工業薬品、ゴム製品
10月22日付	ほうろう鉄器、家庭用石炭、洋紙
11月12日付	手編毛糸
11月15日付	浴用石鹸
11月22日付	履物類、練炭、ガス、コークス、鶏卵、
11月23日付	肉類

▲公定価額及びその設定を受けた品目

翌年九月、第二次世界大戦が勃発すると国際的な物価の上昇、海外からの原料、資材の入手難という事態に直面し、「九・一八ストップ令」と呼ばれた諸物価を凍結し、さらに商品の価額のみでなく運送費、保管料、保険料、加工賃、地代、家賃、給料にも及ぶ強引な価額統制措置を強行しました。この価額統制はその後も継続され、翌年七月一日から公定価額の表示は下表の区分で義務付けられました。

停止価額	九・一八停止価額
協定価額	業者が組合で協議し、官庁の許可を得た価額
公定価額	政府が設定した価額
許可価額	例外的に行政庁の許可を得た価額
新製品	九・一八後の生産、販売されたものの価額

▲公定価額の区分表示として定められた5種類

昭和十六年(一九四一)九月までに価額表示された商品は一六万点を超え、さらに地方により異なる商品もあり、これらの商品への価額付けと価額区分の表示(貼付ける印紙)に膨大な時間を要したと言われています。

しかし、このような物価統制はヤミ値とヤミ商品を生み出し、統制が統制を生むという悪循環に陥りました。

当時の物価の変動をみると一一年を一〇〇とした小売価額指数は、一六年は二〇四・一、一八年は三一・二・三と高騰し、個別にみると、一八年の一月時点で砂糖一貫(三・七五キログ)の公定価額は二円二〇銭、ヤミ価額は五〇円、塩一貫は公定価額五円、ヤミ価額は三〇円と生活必需品ほどヤミ値が高騰しました。

物資統制

戦時下にあつては、軍需品の大規模な補給が課題となり、昭和十三年一月政府は総合的な物資需要計画を策定し、この計画の対象となった八分野の民需に対して、極度の節約を強制し、軍が実権を握って配分するという、軍需優先の物資動員計画でした。

物資の配給

物資の統制を実質的に行うため、物資の配給制が導入されました。私たちの日常生活に関連する「生活物資」と「食糧品及び嗜好品」の面から、統制と配給制の経緯を見てみると次のとおりでした。

*生活物資

・昭和十三年六月二十九日「綿製品の製造、販売を制限する省令」が公布施工され、タオル、浴衣、猿股などの既製品以外は販売禁止となりました。

・昭和十三年四月二五日「せんてつもの銑鉄鑄物製造制限に関する省令」が公布施行され、ぶんちん文鎮、鉛筆削り、花器、灰皿、火鉢、はさみ鋏など四七品目の製造が禁止されました。

①	鉄鋼
②	非金属
③	繊維、木材、皮革、ゴム類
④	石炭、製油等燃料類
⑤	機械類
⑥	工業塩、化学薬品、化学肥料
⑦	食糧、飼料
⑧	輸入雑品

▲物資需要計画 対象八分野

【裏面に続く】

・昭和一三年七月一八日「鉄製品の製造制限に関する件」が公布施行され、フオーク、スプーン、皿など食器類、活動写真機、楽器、蓄音機、など娯楽品、スパイクシューズ、円盤、スケートなどの運動用具など一三三品の製造が禁止されました。

この他、銀製品、鉛、亜鉛、錫、ゴム製品の販売、使用禁止が矢継ぎ早に出されました。このような消費の制限は多くの代用品を生み出し、政府もその普及に努めました。

代用品として、脚光を浴びたのは、繊維ではスフ（ステープル・ファイバー）であり、金属に代わるものは、陶磁器でした。

その主なものは、鍋、釜、戸車、洗面器、湯たんぽ、表札、ボタンなどでした。

*衣料

生活必需品のうち衣料については、昭和一七年二月から、総合点数制による「切符制」に切り替えられました。

衣料切符は、一年間の有効期間内に必要なものが一人あたりに割りあてられた点数内で購入できる制度でしたが、同年七月には、衣料原料不足を理由に、切符の有効期間を一年間から昭和一九年一月までの二年間に延長し、この計画は有名無実のものとなり、日常生活に必要な衣料の入手が非常に困難になり、ヤミ値が横行しました。

*食糧・嗜好品

食糧及び嗜好品については、昭和一四年四月一二日公布の米穀配給統制法に続いて、砂糖配給統制法をはじめ麦類、青果物、小麦粉

等、澱粉類、雑穀類、大豆及び大豆油等、諸類、酒類、食塩、味噌醤油、魚介類等の配給統制規則のほか、昭和一七年二月、食糧管理法の制定、昭和一九年三月料理飲食店などの一斉休業、同年八月に家庭用砂糖の配給停止、一月には、タバコの配給制（一人一日六本、翌年から五本）などと、全てが配給制となりました。

この内、米について見ると、当初の配給量は大人一人一日二合五勺（約三三〇グラム）

とされ、この量は通常大人の消費量の約二割も下回っている量でした。

一七年七月の食糧管理法施行令が公布施行され、米の他に、麦、雑穀、じゃがいもやカボチャを主食として配給され、戦況が緊迫した昭和二〇年七月からは、主食一割減の配給になりました。

このような配給制になった生活必需品の中から、主なものの切符と配給量をみると右表のとおりでした。

開始年月	物資名	切符の発行形態	割当量
15年6月	砂糖	家庭用砂糖回数購入券 家庭用品購入通帳/年2回	0.6斤(1人)/日(家族14人以下、15人以上は0.35斤/1人を追加)
15年6月	マッチ	マッチ回数購入券 家庭用品購入通帳/年2回	小型1個/2ヵ月(家族1~3人) 小型1個/2ヵ月(家族4~6人) 大型1個/2ヵ月(家族7人以上)
16年4月	米穀	家庭用米穀通帳 年1回	120g/日(1~5歳) 200g/日(6~10歳) 330g/日(11~60歳・普通人) 300g/日(61歳以上・普通人)
16年4月	米穀 (外食者)	外食券/月1回(1日分3枚)	110g/日(普通人) 130g/日(普通増量の労働者) 190g/日(特別増量の労働者)
16年4月	小麦粉	家庭用小麦粉購入券 家庭用品購入通帳/年2回	50匁/日(家族1人) 100匁/日(家族2~3人) 150匁/日(家族4~7人) 200匁/日(家族8~15人)
16年4月	酒類	家庭用酒類通帳 家庭用品購入通帳/年2回	酒4合/6ヵ月(1世帯) ビール2~4本/6ヵ月(1世帯)
16年5月	木炭	家庭用燃料通帳/年1回	8俵/年(ガス設備の有る世帯) 14俵/年(ガス設備の無い世帯)
16年6月	食用油	家庭用食用油購入券 家庭用品購入通帳/年2回	2合/3ヵ月(家庭1人) 3合/3ヵ月(家族2~3人) 5合/3ヵ月(家族4~7人) 7合/3ヵ月(家族8~15人)
16年11月	魚類	家庭用魚類購入表/年2回	丸30匁・切身20匁/日(1人)が標準 入荷量により増減
17年1月	塩	家庭用塩購入券 家庭用品購入通帳/年2回	200g/月(家庭19人以下、20人以上は 150g/人を追加)
17年2月	衣料品	乙種普通衣料切符 点数制総合切符/年1回	100点/1人(背広の仕立・31点) ※町村民は80点/1人
17年2月	味噌・醤油	家庭用味噌醤油通帳 家庭用品購入通帳/年2回	味噌183匁/月(1人) 醤油3合7匁/月(1人)
17年5月	パン	パン類購入券(単票)/月1回	1食(菓子パン3個)/月
17年11月	青果物	家庭用野菜購入票/年2回	60~70匁/日(1人)が標準 入荷量により増減
18年6月	洋傘	商工省指定洋傘購入券(単票)/随時	1本(1人)
18年6月	氷	病人用水購入券(単票)/申請	1貫匁(1人、2貫匁まで追加可)

▲主な切符と配給制度